

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置対象業者及び指名停止措置期間

| 商号又は名称 | 代表者氏名 | 住 所 | 措置期間 |
|-----------------------|-------|-----------------------|--|
| (株) 井上組 知事-第938号 | 小林 紀之 | 江津市桜江町小田 943-12 | 令和 8年 2月 5日から 令和 8年 2月 18日まで (2週間) |
| (株) オーサン 知事-第5861号 | 甚田 尚 | 邑智郡川本町大字南佐 木 282-1 | 令和 8年 2月 5日から 令和 8年 2月 18日まで (2週間) |

2. 指名停止措置の範囲

島根県が発注する建設工事等について、指名停止とする。

3. 事実概要

株式会社井上組は、島根県浜田県土整備事務所が発注した「(一) 皆井田江津線(江尾工区) 防安交付金(法面修繕)工事」に元請けとして携わっていたが、令和7年10月15日に、下請人である(株)オーサンのノズルマンの親綱(メインロープ)が切断し下方道路面に転落し、右手骨折、右頬骨折、右瞼切傷となる事故を発生させた。

株式会社オーサンは、下請負人として同工事に携わったが、道路上から高さ約7mの法面にてモルタル吹付作業中に、ノズルマンの親綱(メインロープ)が切断し下方道路面に転落し、右手骨折、右頬骨折、右瞼切傷となる事故を発生させた。

元請負人である株式会社井上組には、「関係請負人及び関係請負人の労働者が、当該仕事に関し、法令等に違反しないよう必要な指導を行っていないこと。」下請負人である株式会社オーサンには「メインロープ及びライフラインについて、突起物のある箇所その他の接触することによりメインロープ又はライフラインが切断するおそれのある箇所に覆いを設ける等これらの切断を防止するため措置を講じていないこと。」また、「ロープ高所作業を行うときに、当該作業を行うときに、当該作業を行う労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させていないこと。」とし、浜田労働基準監督署から是正勧告がなされた。

4. 指名停止措置理由等

同社が浜田労働基準監督署から是正勧告を受けたことは、「建設工事等入札参加資格者に対する指名停止等に係る措置要綱」別表第1第7号に該当する。

なお、指名停止措置期間は2週間とする。

〈指名停止措置要綱 別表第1〉

| 措 置 要 件 | 期 間 |
|--|--------------------------------------|
| (安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 7 県発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。 | 2週間以上4ヵ月以内 (故意又は重過失の場合、 1ヵ月以上) |